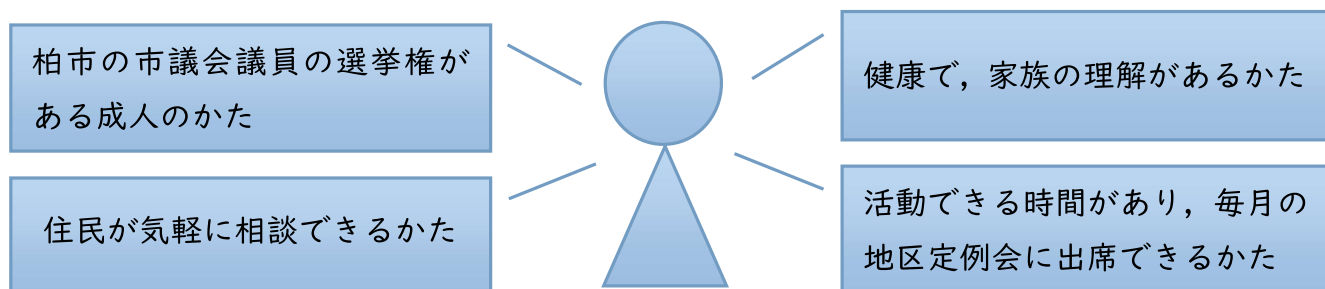


民生委員・児童委員選任基準（概要）

1 民生委員・児童委員(主任児童委員含む)の適格要件

- (1) 社会奉仕の精神に富み、生活経験が豊かで、常識や情理をわきまえたかた。
- (2) 柏市の市議会議員の選挙権をもち、その地域に原則2年以上生活し、地域の実情に明るく、住民が気軽に相談に行けるかた。
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、その知識と技術をもち、実行力のあるかた。
- (4) 児童及び母子・父子の福祉に関心があり、児童の心理を理解し、児童から親しみをもたれ、的確な指導ができるかた。
- (5) 健康にすぐれ、家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員の活動に時間をさくことができ、各地区の定例会に出席できるかた。
- (6) 公正で中立な判断、行動のできるかた。



2 年齢要件

委嘱日現在で次の年齢に該当するかた。

民生委員児童委員

新任の場合 **75歳未満**

元職・再任の場合 **78歳未満**

主任児童委員

新任・元職の場合 **62歳未満**

再任の場合 **65歳未満**

問い合わせ

柏市 福祉部 福祉政策課

電話 (04) 7167-1131

メール fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp